

退職予定の
皆さま必見

一般財団法人 神奈川県教育福祉振興会

「医療互助事業」のご案内

当会では、退職後の事業として、医療費の補助を行う医療互助事業を実施しております。退職される会員の方はもちろん、配偶者の方も加入いただけます。退職後の豊かで安定した生活のため、是非加入をご検討ください。

医療互助事業 に加入すると…

- 入院はもちろん日常の病気やケガの通院にかかる給付を受け取ることができ安心です。

医療機関で保険適用の治療を受けたとき、医療機関ごとに1ヶ月分の治療費と薬代等が2,100円を超えた自己負担部分の金額を「療養補助金」として給付しています。



- 退職後の余暇の充実にお役立てください。



講師と歩く歴史講座への参加や、契約リゾート施設等の割引利用、カルチャーセンターやスポーツ施設の利用補助等を受けていただけます。

その他にも、長寿祝金の給付や人間ドックの補助事業もごぞいます。



医療互助事業 に加入するには

退職後(5月中旬頃)、加入対象者のご自宅宛てにお送りする「医療互助加入申込書」を提出してください。

加入資格	現職会員を退職された方(会員期間3年以上)及びその配偶者の方でいずれも 満45歳以上の方
加入申込	退職日の翌日から 6ヶ月以内 ※再任用終了後の加入はできません。
加入掛金	加入時の年齢と療養補助金の受取期間 によって決まります。※現職中の積立金を掛金に充当いただけます。 【定年(60歳)でご退職の場合】 *H29.4.1時点の参考掛金です。 基準掛金(60歳) 495,000円(受取期間:退職2年後~70歳年度末) 現職中の積立額 ▲250,000円(個人により積立額は異なります。) 納付金額(概算) 245,000円

※制度に関する詳細は、退職後(5月中旬頃)、加入対象者のご自宅宛てにお送りする事業案内をご覧ください。
※退職予定の方を対象に、振興会の退職後の事業についての説明会を開催予定ですのでご参加ください。

詳しくはお問い合わせください

この先の医療費が心配…

思わぬ病気やケガで月に何万円もの治療費が継続して必要となることもめずらしくありません。振興会では「入院」だけでなく日常の「通院」にかかる医療費の給付もあり安心です。

突然の大病に見舞われたとき

「ある日突然入院、手術を宣告されて…加入していて本当によかった!」というお言葉をいただいています。

医療保険等の見直しを検討されている方…

当会の医療互助制度は、一般の保険とは異なり、互助の精神を基盤として運営しています。加入時に納付する掛金以外、月会費、年会費等はなく、安心してご加入いただけます。

退職後の生きがい活動に

振興会が企画する各種事業への参加を通して、退職教職員の会員の皆さんとつながりを持つことができます。

会員資格は終身です!!

おひとりでも多くの方へ加入いただくことでより制度の充実が図れます。退職後の健康で豊かな生活のため、是非とも「医療互助事業」にご加入ください。